

# 販売原票取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場業務条例施行規則第41条に規定する販売原票の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(販売原票の提出)

第2条 販売原票は、せり等の取引終了後速やかに市長に提出しなければならない。

(販売原票の記載事項)

第3条 枝肉販売原票の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 品種及び性別
- (2) 重量（枝肉にあつては水引重量）
- (3) 卸売決定価格
- (4) 卸売価格
- (5) 買受人氏名又は番号
- (6) 上場番号
- (7) 販売年月日
- (8) 規格（牛枝肉及び豚枝肉のみ）
- (9) 出荷者氏名及び産地（出荷都道府県）
- (10) 部分肉にあつては部分肉であることの明示
- (11) 販売方法
- (12) せり人及び責任者名

2 副生物販売原票の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 畜種
- (2) 物品名
- (3) 数量及び単位
- (4) 卸売決定価格
- (5) 卸売価格
- (6) 買受人氏名又は番号
- (7) 上場番号又はと畜番号
- (8) 販売年月日
- (9) 販売方法
- (10) 責任者名

(記載事項の訂正)

第4条 販売原票提出後に訂正のある場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第5条 販売原票の取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成19年4月16日から実施する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は令和2年6月21日から施行する。